

大都市地域における特別区の設置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「関係市町村」とは、人口（地方自治法（昭和二十二年法律第六十一条）第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。）二百万以上（同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村（当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。）であつて、その総人口が二百万以上のものをいう。

この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。

第三条 地方自治法第二百八十二条第一項の規定にかかるわらず、総務大臣は、この法律の定めると止し、当該関係市町村の区域内において、特別区の設置を行うことができる。

(道府県の区域内における特別区の設置の特例)

第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定書」といいう。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

第五条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- 一 特別区の名称及び区域
- 二 特別区の設置の日
- 三 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項
- 四 特別区の議会の議員の定数
- 五 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
- 六 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
- 七 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項

及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

第六条 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

第七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の長及び関係道府県の議事から同項の規定による通知を受けた日（次条第一項において「基準日」という。）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならない。

(関係市町村における選挙人の投票)

第八条 第七条前項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならぬ。

第九条 特別区の設置は、前条第一項の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定められる。

前項の規定による申請は、特別区設置協定書を添えてしなければならない。

第十条 特別区の設置は、前条第一項の規定による申請によりその効力を生ずる。

前項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを

国に通報しなければならない。

第十二条 特別区の設置は、前条第一項の規定による告示によりその効力を生ずる。

関係市町村は、第二項の規定による告示があつたときは、直ちに特別区設置協定書に定められ

た特別区の議員の定数を告示しなければならない。

前項の規定により告示された特別区の議員の定数は、地方自治法第二百八十三条第一項の規定により適用される同法第九十一条第一項の規定に基づく当該特別区の条例により定められ

るものとみなす。

(特別区設置協定書についての議会の承認)

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けたときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。

特別区設置協議会は、前項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該

関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日（次条第一項において「基準日」という。）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならない。

6 政府は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があつた日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第十一条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。
(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)

第十二条 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に關し、政府に対し意見を申し出ることができる。

第二項 前項の規定による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならぬ。
(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)

第十三条 地方自治法第二百八十一條の四第八項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置については、適用しない。

第二項 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで（第八条第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。（この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。）

第二項 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第四条から第六条まで、第八条（第一項ただし書を除く。）及び第九条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）」と、同条第二項、第五条並びに第六条第一項及び第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、同条第三項中「関係市町村の長及び関係道府県の知事」とあるのは「特定市町村の長及び特定道府県」と、「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣」とあるのは「総務大臣」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたとき」とあるのは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書を承認したとき」と、第九条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 抄
(施行期日)

第一条 (この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)
第一項 次の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、第二百五十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の四の款名の改正規定、第二百五十二条の三の次に一条を加える改正規定、第二百五十二条の四の改定規定、第二編第十一章第三節第四款を同節第六款とする改定規定、第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十六の改定規定、第二編第十一章第三節第三款を同節第四款とし、同款の次に一款を加える改定規定、第二百五十二条の七第三項及び第二百五十二条の七の二の改正規定、第二編第十一章第三節第二款を同節第三款とする改定規定、第二百五十二条の二を改定並びに第二編第十一章第三節第一款を同節第二款とし、同款の前に一款を加える改定並びに附則第四条、第九条、第十四条、第二十二条、第五十六条及び第七十条（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三条第一項、第四条第二項及び第五条第六項の改定規定に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日